

彦根市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

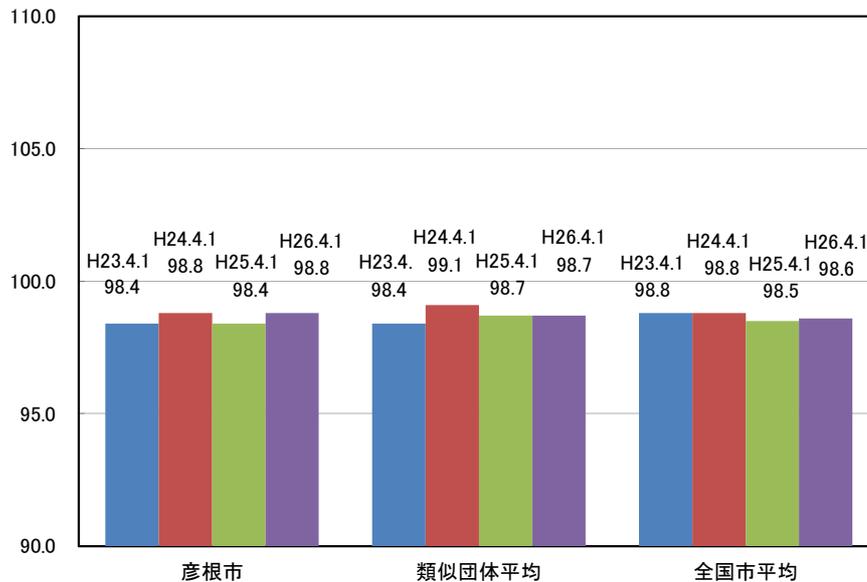
区 分	住民基本台帳人口 (平成26年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 112,734	千円 41,153,966	千円 2,076,495	千円 6,265,524	% 15.2	% 17.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 808	千円 2,794,913	千円 800,394	千円 1,070,930	千円 4,666,237	千円 5,775	千円 6,021

- (注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。
 2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 3 平成24年および平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値です。

※ 平成26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由および改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げおよび地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている

① 給料表の見直し

〔実施〕 未実施 〕

実施内容(平均引下げ率、実施時期、経過措置の有無等具体的な内容)

(給料表の改定実施時期)
平成27年4月1日
(内容)
一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.8%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
他の給料表(医療職(一)を除く)については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準6%に対し、彦根市においても6%を支給。
(実施時期) 平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を引上げることとし、平成27年度は4%。
(参考)

	平成26年度の支給割合	見直し後の支給割合(H30.4.1)	平成27年度の支給割合
国基準による支給割合	3%	6%	4%
彦根市の支給割合	3%	6%	4%

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当および単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(5) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成26年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
彦根市	40.1 歳	308,446 円	406,378 円	351,535 円
滋賀県	43.3 歳	338,979 円	448,995 円	385,386 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	42.7 歳	325,549 円	402,261 円	366,377 円

② 技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
彦根市	54.8 歳	59 人	310,052 円	344,915 円	326,390 円
うち 清掃員	50.2 歳	17 人	315,511 円	390,806 円	343,465 円
うち 学校給食員	57.8 歳	18 人	317,616 円	334,400 円	329,000 円
うち 用務員	55.9 歳	20 人	303,695 円	323,265 円	315,525 円
うち その他の職員	54.9 歳	4 人	284,600 円	305,300 円	295,950 円
滋賀県	53.5 歳	194 人	328,216 円	375,014 円	358,268 円
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	—	326,611 円
類似団体	49.3 歳	59 人	326,688 円	372,166 円	353,368 円

区 分	民間			参考			
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B	年収ベース(試算値)の比較		
					公務員(C)	民間(D)	C/D
彦根市	-	-	-	-	-	-	-
うち 清 掃 員	廃棄物処理業 従業員	44.7 歳	288,100 円	1.36	6,065,772 円	3,939,100 円	1.54
うち 学 校 給 食 員	調理士	42.9 歳	271,300 円	1.23	5,369,500 円	3,722,800 円	1.44
うち 用 務 員	用務員	54.3 歳	199,300 円	1.62	5,138,880 円	2,747,000 円	1.87
うちその他の職員	-	-	-	-	-	-	-
滋賀県	-	-	-	-	-	-	-
国	-	-	-	-	-	-	-
類似団体	-	-	-	-	-	-	-

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成23年～25年の3カ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算額です。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
彦根市	38.0 歳	303,055 円	342,696 円
滋賀県	42.4 歳	364,826 円	420,389 円
類似団体	40.6 歳	308,485 円	352,606 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況(平成26年4月1日現在)

区 分		彦 根 市	滋 賀 県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	178,800 円	172,200 円
	高 校 卒	140,100 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	135,600 円	137,200 円	-
	中 学 卒	-	125,400 円	-
教 育 職	大 学 卒	181,700 円	199,700 円	-
	短 大 卒	164,400 円	-	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成26年4月1日現在)

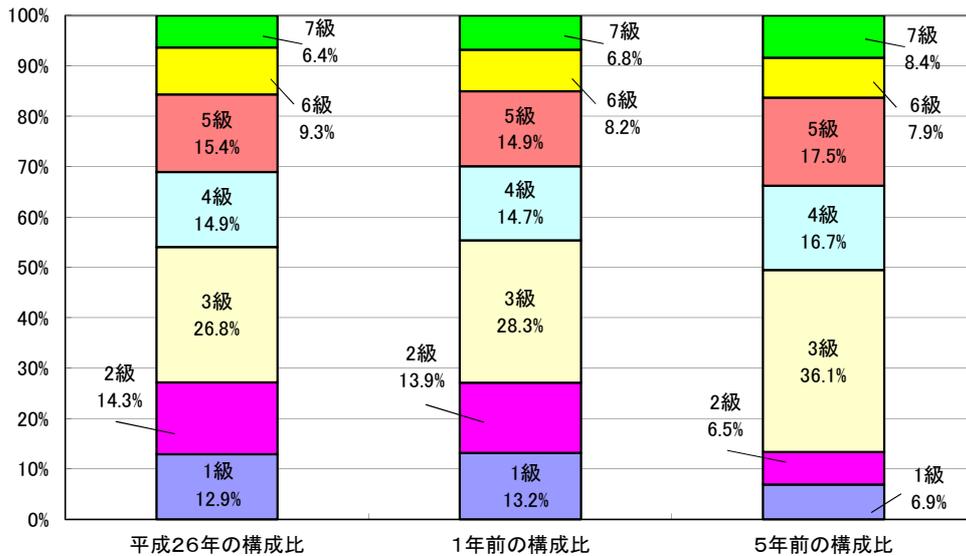
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	265,700 円	302,500 円	365,317 円
	高 校 卒	222,000 円	267,700 円	319,200 円
技能労務職	高 校 卒	200,800 円	249,600 円	276,300 円
	中 学 卒	-	-	-
教 育 職	大 学 卒	273,300 円	331,900 円	360,500 円
	短 大 卒	252,700 円	298,700 円	339,067 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数および給料表の状況（平成26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事、技師	67 人	12.9 %	135,600 円	243,700 円
2 級	相当高度の知識または経験 を必要とする主事、技師	74 人	14.3 %	185,800 円	307,800 円
3 級	主任、副主査	139 人	26.8 %	222,900 円	354,700 円
4 級	主査、係長	77 人	14.9 %	261,900 円	388,300 円
5 級	課長補佐	80 人	15.4 %	289,200 円	400,600 円
6 級	課長	48 人	9.3 %	320,600 円	422,600 円
7 級	次長、部長	33 人	6.4 %	366,200 円	456,200 円

- (注) 1 彦根市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



- (注) 平成18年度から9級制を7級制に変更しています。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

地方公務員法第40条第1項の規定に基づき、毎年1月1日を考課期日として、医療職の一部を除く全職員を対象に、成績・態度・能力の評価による人事考課を実施しており、考課結果を人事異動や人材育成に活用しているが、昇給への反映には至っていない。
平成24年度からは、成績考課に目標管理の手法を導入し、より具体的に公平で公正な評価制度になるよう取組を進めているところであり、将来的には昇給へ反映していきたい。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

彦根市		滋賀県		国	
1人当たり平均支給額(25年度) 1,363 千円		1人当たり平均支給額(25年度) 1,793 千円		—	
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分		(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分		(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15%、20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

地方公務員法第40条第1項の規定に基づき、毎年1月1日を考課期日として、医療職の一部を除く全職員を対象に、勤務成績・態度・能力の評価による人事考課を実施しており、考課結果を人事異動や人材育成に活用しているが、勤勉手当への反映には至っていない。
平成24年度からは、目標管理による人事考課を全職員対象に実施しており、人事考課の精度を高め、勤勉手当に反映することができるよう準備を進めている。

(2) 退職手当 (平成26年4月1日現在)

彦根市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.7 月分	52.44 月分	勤続35年	43.7 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2~45%		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)	
1人当たり平均支給額	2,584 千円	22,998 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当

(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)		85,168 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		105 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
市内全域	3 %	808 人	3 %
地域手当補正後ラスパイレース指数 (ラスパイレース指数)		98.8% (98.8%)	

(注) 地域手当補正後ラスパイレース指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレース指数です。

(補正前のラスパイレース指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。

(4) 特殊勤務手当 (平成26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)			13,180	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)			95,507	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)			17.10	%
手当の種類(手当数)			14	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成25年度決算)	左記職員に対する支給単価
市税等徴収手当	督励専門職	市税等徴収業務	504 千円	月額3,000円または日額300円
清掃作業手当	清掃業務常時従事者・不法投棄物等回収従事者	清掃及び収集業務	7,249 千円	日額1,000円または日額300円
鳥獣等取扱手当	有害鳥獣捕獲等従事者	有害鳥獣捕獲等業務	53 千円	1件につき300円
福祉現業手当	査察指導員・ケースワーカー	社会福祉法に基づく指導監督業務	360 千円	月額3,000円
行旅死亡人処置手当	行旅死亡人処置従事者	行旅死亡人処置業務	0 千円	1件につき2,000円
防疫作業等手当	感染症患者救護等従事者	感染症患者救護等業務	0 千円	日額300円
有害物取扱手当	毒物及び劇物取扱作業等従事者	毒物及び劇物取締法に規定する毒物取扱業務	0 千円	日額200円
死体処置等手当	死体処置作業等従事者	死体清拭等処置または死体解剖補助作業	995 千円	1件につき1,500円
消防業務手当	救急業務に出動した者	救急業務への出動	3,501 千円	1件につき200円 (深夜は300円)
用地交渉等手当	用地交渉等従事者	用地交渉等業務	0 千円	日額300円
特殊自動車運転手当	大型特殊自動車等運転者	大型特殊車両等運転業務	501 千円	日額300円
除雪等作業手当	除雪作業従事者	正規時間外もしくは警報等発令時の除雪業務	14 千円	日額300円
災害応急作業等手当	災害発生時の応急作業従事者	豪雨等による災害発生時の応急作業	0 千円	日額300円
特殊現場作業手当	酸素欠乏危険場所等作業従事者	酸素欠乏危険場所等の特殊現場作業	3 千円	日額300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	343,235 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	425 千円
支給実績(24年度決算)	327,697 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	419 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当 (平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価 (円)	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	
扶養手当	(支給対象)	(月額)	同じ	—	84,377 千円	258,825 円
	配偶者	13,000				
	配偶者でない扶養親族	6,500				
	(配偶者なしの場合の1人目)	11,000				
	満16歳になる年度から満22歳になる年度末まで	5,000				
住居手当	区 分	(月額)	同じ	—	34,846 千円	311,125 円
	借家・借間(最高限度)	27,000				
	持ち家					
通勤手当	(支給額)	(月額)	異なる	自動車の支給額	58,184 千円	97,298 円
	・交通機関利用	最高限度 55,000				
	・交通用具使用					
	区 分	自動車 自転車等				
	2km未満	— —				
	2km以上5km未満	4,000 2,000				
	5km以上10km未満	6,000 4,100				
	10km以上15km未満	8,300 6,500				
	15km以上20km未満	10,600 8,900				
	20km以上25km未満	12,900 11,300				
	25km以上30km未満	15,200 13,700				
	30km以上35km未満	17,500 16,100				
	35km以上40km未満	19,800 18,500				
	40km以上45km未満	22,100 20,900				
	45km以上50km未満	22,900 21,800				
50km以上55km未満	23,700 22,700					
55km以上60km未満	24,500 23,600					
60km以上	25,300 24,500					
管理職手当	(一般行政職)	(月額)	異なる	支給額	115,764 千円	737,350 円
	(役 職)					
	部長級	86,100				
	次長級	77,000				
	課長級	63,600				
課長補佐級	52,000					
宿日直手当	宿日直	半宿直	異なる	支給単価	903 千円	4,703 円
	一回につき3,963円	—				
休日勤務手当	祝日法による休日等に勤務した職員に支給 (支給額) 勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数		同じ	—	41,510 千円	63,763 円
管理職特別勤務手当	緊急または臨時の必要により週休日または休日等によむを得ず勤務した場合	一回当たりの手当額	異なる	支給単価	1,379 千円	13,260 円
	役 職					
	部長級	10,000				
	次長級	8,000				
	課長級	6,000				
課長補佐級	4,000					
夜勤手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に支給 (支給額) 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数		同じ	—	9,000 千円	102,273 円

5 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	市区町村長	925,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額			
		(—)	円)	1,063,000	円/	504,000	円
報 酬	副市町村長	770,000	円				
		(—)	円)	876,000	円/	481,000	円
報 酬	議 長	534,000	円				
		(—)	円)	760,000	円/	420,100	円
	副 議 長	454,000	円				
報 酬		(—)	円)	670,000	円/	366,600	円
	議 員	405,000	円				
		(—)	円)	620,000	円/	338,800	円
期 末 手 当	市区町村長	(25年度支給割合)					
	副市町村長	2.90	月分	(6月期 1.4月分 12月期 1.5月分)	※加算措置 20%		
期 末 手 当	議 長	(25年度支給割合)					
	副 議 長	2.90	月分	(6月期 1.4月分 12月期 1.5月分)	※加算措置 20%		
	議 員						
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)		
		給料月額×40/100×在職月数		17,760,000 円	任期毎		
	副市町村長	給料月額×30/100×在職月数		11,088,000 円	任期毎		
備 考							

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

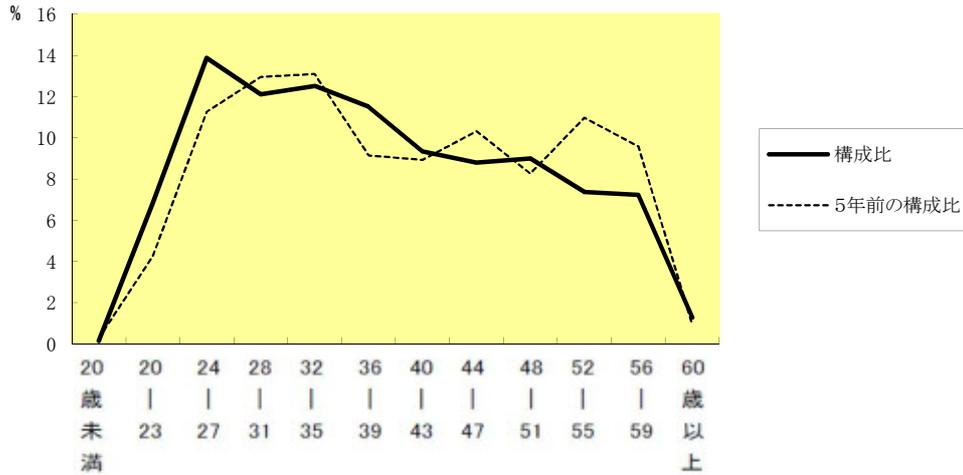
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成25年	平成26年		
普 通 会 計 部 門	議会	8	8	0	
	総務企画	127	130	3	スタッフ充実
	税務	44	43	-1	組織体制変更
	民生	124	137	13	スタッフ充実
	衛生	84	87	3	スタッフ充実
	労働	2	2	0	
	農林水産	21	20	-1	事務の統廃合・縮小
	商工	12	12	0	
	土木	62	65	3	スタッフ充実
	計	484	504	20	<参考> 人口1万人当たり職員数 44.71 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 47.12 人)
	教育部門	188	187	-1	組織体制変更
	消防部門	138	144	6	スタッフ充実
	小 計	810	835	25	<参考> 人口1万人当たり職員数 74.07 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 64.41 人)
公 営 企 業 計 等 部 門	病院	539	550	11	スタッフ充実
	水道	29	29	0	
	下水道	24	24	0	
	その他	40	40	0	
	小 計	632	643	11	
合 計		1,442	1,478	36	<参考> 人口1万人当たり職員数 131.11 人
		[1576]	[1576]	[0]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
 2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成26年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	101人	205人	179人	185人	170人	138人	130人	133人	109人	107人	19人	1,478人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

(単位:人・%)

部門別	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	478	475	472	471	484	504	26 (5.2%)
教育	183	182	184	183	188	187	4 (2.1%)
消防	130	131	131	132	138	144	14 (9.7%)
公営企業	576	582	603	622	632	643	67 (10.4%)
総合計	1,367	1,370	1,390	1,408	1,442	1,478	111 (7.5%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占める職員給与費比率
25年度	千円 1,761,260	千円 174,217	千円 237,263	% 13.5	% 16.0

区分	職員数 A	給与費 B				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計	
25年度	人 28	千円 107,634	千円 25,960	千円 43,653	千円 177,247	千円 6,330

(参考) 全市町村平均 一人当たり給与費 千円 6,123
--

(注) 1 職員手当には退職給与金を含んでいません。
2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成26年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
彦根市	42.3 歳	350,184 円	521,525 円
団体平均	45.0 歳	342,822 円	509,358 円
事業者	— 歳	—	— 円

（注）平均月収額には、期末・勤勉手当等を含めています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

彦根市		全国市町村平均	
1人当たり平均支給額(平成25年度)		1人当たり平均支給額(平成25年度)	
1,542 千円		1,456 千円	
(25年度支給割合)		(25年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	— 月分	— 月分
(1.45)月分	(0.65)月分	(—)月分	(—)月分
(加算措置の状況)		—	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		—	

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成26年4月1日現在）

彦根市			全国市町村平均		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	— 月分	— 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	— 月分	— 月分
勤続35年	43.7 月分	52.44 月分	勤続35年	— 月分	— 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	— 月分	— 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2~45% 職員の区分に応じて調整額を加算		その他の加算措置	(退職時特別昇給 —)	
1人当たり平均支給額	19,672 千円		1人当たり平均支給額	13,934 千円	

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当

（平成26年4月1日現在）

支給実績(平成25年度決算)		3,403 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)		117,359 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
市内全域	3 %	29 人	3 %

エ 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績(平成25年度決算)		230 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)		25,556 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)		31.0 %		
手当の種類(手当数)		8		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成25年度決算)	左記職員に対する支給単価
滞納整理従事手当	督励専務職員	滞納整理業務	108 千円	月額3,000円または日額300円
水道検針手当	量水器検針業務従事者	大型量水器点検業務	20 千円	日額200円
配水管修理点検手当	上水道配水管修理作業従事者	上水道配水管の修理作業	66 千円	月額2,000円または日額300円
水質試験業務従事手当	水道試験室勤務者(浄水場)	毒物及び劇物を取り扱う水質試験業務	36 千円	月額1,500円または日額200円
高圧電気設備保安手当	高圧電気設備保安従事者	高圧電気設備保安作業	千円	月額1,500円または日額300円
用地交渉等手当	用地交渉等従事者	用地交渉等業務	千円	日額300円
災害応急作業等手当	災害応急作業等従事者	豪雨等による災害時の水道施設応急作業	千円	日額300円
特殊現場作業手当	酸素欠乏危険場所等作業従事者	酸素欠乏危険場所等の特殊現場作業	千円	日額300円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成25年度決算）	6,594 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	314 千円
支給実績（平成24年度決算）	5,702 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	272 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含めています。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（25年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価		一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
	(支給対象)	(月額)				
扶養手当	配偶者	13,000	同じ	—	5,808 千円	276,571 円
	配偶者でない扶養親族	6,500				
	配偶者なしの場合の1人目	11,000				
	満16歳になる年度から満22歳になる年度末まで	5,000				
住居手当	区分	(月額)	同じ	—	780 千円	390,000 円
	借家・借間(最高限度)	27,000				

手当名	内容及び支給単価			一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
	(支給額)	(月額)					
通勤手当	・交通機関利用	最高限度 55,000		同じ	—	2,159 千円	79,963 円
	・交通用具使用						
	区分	自動車	自転車等				
	2km未満	—	—				
	2km以上5km未満	4,000	2,000				
	5km以上10km未満	6,000	4,100				
	10km以上15km未満	8,300	6,500				
	15km以上20km未満	10,600	8,900				
	20km以上25km未満	12,900	11,300				
	25km以上30km未満	15,200	13,700				
	30km以上35km未満	17,500	16,100				
	35km以上40km未満	19,800	18,500				
	40km以上45km未満	22,100	20,900				
	45km以上50km未満	22,900	21,800				
	50km以上55km未満	23,700	22,700				
55km以上60km未満	24,500	23,600					
60km以上	25,300	24,500					
管理職手当	(役職)	(月額)		同じ	—	4,662 千円	666,014 円
	部長級	86,100					
	次長級	77,000					
	課長級	63,600					
	課長補佐級	52,000					
宿日直手当	宿日直	半宿直		異なる	支給単価	2,267 千円	133,373 円
	330円/時間	—					
管理職特別勤務手当	緊急または臨時の必要により週休日または休日等にやむを得ず勤務した場合	一回当たりの手当額		同じ	—	57 千円	8,143 円
	部長級	10,000					
	次長級	8,000					
	課長級	6,000					
	課長補佐級	4,000					